

産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する基準 新旧対照表

改正後				現行			
別表3				別表3			
項 目	基 準 値	測 定 方 法		項 目	基 準 値	測 定 方 法	
1～8 略				1～8 略			
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	9	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	規格 K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
10～24 略				10～24 略			
25	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L以下	平成9.環告第10号付表	25	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	平成9.環告第10号付表
備考1 本表は、共同命令第3条に基づく、平成10年6月16日付け環・厚告1「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」第3号から第5号までの規定において引用する平成9年3月13日付け環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（本表では「平成9.環告第10号」という。）に基づいた。				備考1 本表は、共同命令第3条に基づく、平成10年6月16日付け環・厚告1「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法」第3号から第5号までの規定において引用する平成9年3月13日付け環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（本表では「平成9.環告第10号」という。）に基づいた。			
2 「昭和46.環告第59号」とは、昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。				2 「昭和46.環告第59号」とは、昭和46年12月環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」をいう。			